**通所系サービスの事業所規模による区分の確認・届出**

　通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション）事業所については、前年度の利用者数の実績による事業所の規模（通常規模、大規模Ⅰ、大規模Ⅱ）に応じた介護報酬が設定されていることから、事業者は毎年3月、事業所規模区分の確認を行う必要があります。

**1 全ての通所系サービス事業者が行うこと　＝事業所規模区分の確認**

すべての通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション）事業者は、前年度実績（3月を除く）を元に、参考1「利用延人員計算シート」を作成し、「事業所規模による区分」を確認してください。

なお、**届出の要否にかかわらずこの書類は５年間必ず保存**してください。

**(1)事業所規模区分**

|  |
| --- |
| **通所介護** |
| **区分** | **施設基準** |
| 通常規模型 | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**750人以内** |
| 大規模型Ⅰ | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**750人を超え900人以内** |
| 大規模型Ⅱ | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**900人超** |

  ※通所介護事業所の場合、前年度の1月当たりの平均利用延人員数には、一体的に事業を実施している第一号通所事業（現行相当サービスのみ）の前年度1月当たりの平均利用延人員数を含む。

|  |
| --- |
| **令和6年6月以降の通所リハビリテーション** |
| **区分** | **施設基準** |
| 通常規模型 | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**750人以内** |
| 大規模型 | 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が**750人超** |

 ※通所リハビリテーション事業所の場合、前年度の1月当たりの平均利用延人員数には、一体的に事業を実施している介護予防通所リハビリテーション事業所の前年度1月当たりの平均利用延人員数を含む。

**(2)作成書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **様式番号** | **様式名** | **Excel形式** |
| 参考1 | 利用延人員計算シート | [利用延人員数計算シート（エクセル：29KB）](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/8536/sankou1_0303.xlsx) |

**2 事業所規模区分に変更がある場合　→届出が必要です**

上記1の事業所規模区分確認の結果、区分に変更がある場合は、毎年3月15日までに必ず届出を行ってください。

 **(1)必要書類**

|  |
| --- |
| **必要書類** |
| **様式番号** | **様式名** | **その他形式** |
| 別紙2 | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 | [介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（エクセル：55KB）](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19916/taiseitodoke_bessi2_0303.xls) |
| 別紙11-2 | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 | [介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（エクセル：266KB）](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19916/0410_taiseiichiranhyou.xlsx) |
| 参考1 | 利用延人員計算シート | [利用延人員数計算シート（エクセル：29KB）](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/8536/sankou1_0303.xlsx) |

**(2)提出方法**

電子申請・届出システム又は電子メール

**(3)提出期限**

毎年3月15日（休日の場合は翌営業日）必着

[**(4)問合せ先及び提出先**](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/shinsei-madoguchi.html)

電子申請・届出システムの届出先

* 1.サービス分類選択「居宅施設」、2.都道府県選択「埼玉県」、3.届出先選択「埼玉県」

電子メールの提出先及び本件の問合せ先

* ア　蕨市、戸田市内の事業所→県庁（高齢者福祉課）
* イ　その他の地域の事業所（さいたま市、川越市、越谷市、川口市及び和光市内の事業所
　を除く。）→事業所を管轄する各県福祉事務所

**3 事業所規模区分の特例処置**

（１） 大規模型の通所リハビリテーションで、算定する月の前月に以下の基準をすべて満たす場合は、通常規模型を算定可能です。 確認にあたっては参考1-3「通所リハビリテーション大規模型（特例）計算シート」を活用してください。

* 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が80%以上であること。利用者の総数とは、前月に当該事業所において通所リハビリテーションを利用することを通所リハビリテーション計画上位置づけている者の人数とする。
* 専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等）が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること

※ 算定する月の前月において基準を満たすことが要件ですので、毎月確認してください。

（２） 感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下のとおり特例措置が設けられています。

* 減少月の延べ利用者数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均延べ利用者数から5％以上減少している場合に、当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬の3％の加算を行う。
* 現行の規模区分より小さい規模区分がある大規模型について、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができることとする。

※ 対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨が厚生労働省から事務連絡により示されることとなっています。

　必要書類の様式等は「[通所系サービスの事業所規模による区分の届出（https://www.pref.
saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/jigyoushokibo.html）](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/jigyoushokibo.html)」を確認してください。

**４　注意事項**

* 「事業所規模による区分」以外に係る部分についても、体制等状況に変更がある場合は、別途書類が必要になる場合があります。
* 体制等状況の変更に伴い運営規程を改定する場合は、運営規程の変更に伴う変更届の提出が必要になります。

※　様式は、「さいたま介護ねっと」（http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/）からダウンロードできます。

※　提出について各事業所あてに個別通知は行いません。必ず「さいたま介護ねっと」を確認してください。